

キャリアアップ規程

株式会社さわやかライフ

1 目的

本規程は、介護職に従事する従業員の昇格・昇給に関する基準とプロセスを明文化し、公正かつ透明な昇格・昇給を実現することを目的とする。

2 昇格・昇給の種類

昇格・昇給は、以下の3つの基準に基づき行われる。

2.1 勤続年数に基づく昇給

対象：訪問介護部門の常勤ヘルパー以上の職位、または通所介護部門の準社員以上の職位にある者。

概要：入社1年後から毎月、勤続手当が支給され、1年ごとに500円ずつ増加する。

昇給時期：毎年の勤続周年の翌月の給与分から自動的に昇給する。

2.2 資格取得に基づく昇格・昇給

対象：通所介護部門のケアスタッフ（介護職員）および準社員

概要：取得資格に応じて基本時給が以下のように設定される。

取得資格	職位	基本時給
なし	一般ケアスタッフ	830円
介護職員初任者研修 (旧ヘルパー2級)	中級ケアスタッフ	850円
社会福祉主事		900円
介護福祉士	上級ケアスタッフ	950円

取得資格が変わった場合、社長への報告と資格証の提出をもって昇格する。

昇給時期：資格取得を報告した翌月分の給与から昇給する。

2.3 業績評価に基づく昇格・昇給

以下の評価基準と昇格条件に基づき、所長が選考し、所長または社長が任命する。
通所介護部門については、各施設長が選考する場合もある。

評価基準

【業務遂行能力】

作業の正確さ・効率：ミスの少なさや、効率的な業務進行

問題解決能力：問題発生時に適切な解決策を提示し、実行できるかどうか

専門知識・技術：介護に関する専門的な知識や技術の積極的な活用

【対応力】

コミュニケーション能力：利用者や他のスタッフと円滑にコミュニケーションを取れているか

利用者対応の質：利用者への丁寧な対応ができ、ニーズに応じたサービスを提供しているか

チームワーク：他のスタッフと協力し、サポートし合えるか

柔軟性・適応力：変化に対して柔軟に対応し、新しい業務にも適応できているか

職位別昇格条件

① 訪問介護部門

A) 上級ヘルパー

対象：一般ヘルパーとして3年以上在籍（または同等の経験がある者）

手当：月額1,000円の上級ヘルパー手当を支給

昇格時期：毎年8月から10月に所長との個人面談を行い、昇格対象者を選考。なお、昇格の有無にかかわらず、定期的な面談を通じてキャリア形成やスキルアップをサポートする。

B) 常勤ヘルパー

対象：一般または上級ヘルパーとして半年以上在籍し、週40時間勤務が可能な者

待遇：社会保険加入。基本給18万円、処遇改善手当1万円以上、介護福祉

士資格保持者には1万円の資格手当を支給。

昇格時期：毎年8月から10月に所長との個人面談を実施。昇格の有無に関わらず定期的に面談を行い、キャリア形成やスキルアップを支援。必要に応じて、昇格時期外でも昇格を行う場合がある。

C) **サービス提供責任者**

対象：常勤ヘルパーとして1年以上在籍（または同等の経験がある者）

待遇：基本給19万円、処遇改善手当3万円以上、精勤手当を勤務時間に応じて支給。

昇格時期：毎年2月から3月に社長との個人面談を経て昇格者を任命。該当者がいない場合は昇格を行わない場合もあり、退職や欠員等に応じて適宜昇格を行う場合もある。

D) **リーダー**

対象：サービス提供責任者として2年以上在籍（または同等の経験がある者）

手当：月額3万円のリーダー手当を支給

昇格時期：毎年2月から3月に社長との個人面談を経て昇格者を任命。該当者がいない場合は昇格を行わない場合もあり、退職や欠員等に応じて適宜昇格を行う場合がある。

E) **主任**

対象：リーダーとして2年以上在籍（または同等の経験がある者）

手当：月額2万円の役職手当を支給

昇格時期：毎年2月から3月に社長との個人面談を経て昇格者を任命。該当者がいない場合は昇格を行わない場合もあり、退職や欠員等に応じて適宜昇格を行う場合がある。

F) **部長**

対象：主任として2年以上在籍（または同等の経験がある者）

手当：月額4万円の部長手当を支給

昇格時期：毎年2月から3月に社長との個人面談を経て昇格者を任命。該当者がいない場合は昇格を行わない場合もあり、退職や欠員等に応じて適宜昇格を行う場合がある。

② 通所介護部門

A) 準社員

対象：ケアスタッフとして半年以上在籍（または同等の経験がある者）で、介護福祉士資格を持つか、資格取得を目指す者で、週 40 時間勤務が可能な者
待遇：社会保険加入。2 年目以降、勤続手当を支給。

昇格時期：毎年 2 月から 3 月に社長との個人面談を経て昇格者を任命。該当者がいない場合は昇格を行わない場合もあり、退職や欠員等に応じて適宜昇格を行う場合がある。

B) 正社員

対象：ケアスタッフとして半年以上在籍（または同等の経験がある者）で、介護福祉士資格を持つか、資格取得を目指し、週 40 時間勤務が可能な者
待遇：社会保険加入。基本給 18 万円（機能訓練指導員は 23.5 万円）、処遇改善手当 1 万円以上、介護福祉士資格保持者には 1 万円、機能訓練指導員の資格保持者には 2.5 万円の資格手当を支給。

昇格時期：毎年 2 月から 3 月に社長との個人面談を経て昇格者を任命。該当者がいない場合は昇格を行わない場合もあり、退職や欠員等に応じて適宜昇格を行う場合がある。

C) 主任

対象：主任として 2 年以上在籍（または同等の経験がある者）

手当：役職手当として月 2 万円を支給。

昇格時期：毎年 2 月～3 月に社長との個人面談を経て昇格者を任命します。なお、該当者がいない場合は昇格を行わない年もあります。また、退職や欠員などの状況に応じて、昇格時期以外でも適宜昇格を行う場合があります。

D) 部長

対象：主任として 2 年以上在籍（または同程度の経験者）

手当：月額 2 万円の部長手当を支給

昇格時期：毎年 2 月から 3 月に社長との個人面談を経て昇格者を任命。該当者がいない場合は昇格を行わない場合もあり、退職や欠員等に応じて適宜昇格を行う場合がある。

改定

本規程は、会社の方針や外部環境の変化に応じて定期的に見直し、必要に応じて従業員に周知の上、改定する。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。